令和 6 年 12 月 3 日

令和 6 年網走市議会第 4 回定例会　議案

令和6年網走市議会第4回定例会　議案

番号	議案番号	件　　名
1	議案第１号	令和６年度網走市一般会計補正予算
2	議案第２号	令和６年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3	議案第３号	令和６年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
4	議案第４号	網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第５号	網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第６号	網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
7	議案第７号	網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第８号	網走市宿泊税条例制定について
9	議案第９号	網走市外3町介護認定審査会共同設置規約の変更について
10	議案第10号	網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
11	議案第11号	公の施設の区域外設置及び利用に関する協議について
12	報告第１号	令和6年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

議案第１号

令和６年度網走市一般会計補正予算

令和６年度網走市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 27,879 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,678,818 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の追加は、「第３表　地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 3 日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		6,780,949	△509	6,780,440
	1. 地方交付税	6,780,949	△509	6,780,440
16. 国庫支出金		3,155,831	1,400	3,157,231
	2. 国庫補助金	851,877	1,400	853,277
17. 道支出金		1,871,459	2,088	1,873,547
	1. 道負担金	917,614	△10,681	906,933
	2. 道補助金	863,724	12,769	876,493
19. 寄附金		2,200,000	12,500	2,212,500
	1. 寄附金	2,200,000	12,500	2,212,500
20. 繰入金		2,515,858	3,800	2,519,658
	1. 基金繰入金	2,489,686	3,800	2,493,486
23. 市債		4,387,191	8,600	4,395,791
	1. 市債	4,387,191	8,600	4,395,791
歳入合計		29,650,939	27,879	29,678,818

歳　　出　　（単位:千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.総　務　費		5,936,342	24,600	5,960,942
	1.総　務　管　理　費	5,611,832	24,600	5,636,432
3.民　生　費		7,391,583	△19,451	7,372,132
	1.社　会　福　祉　費	4,024,939	△19,451	4,005,488
6.農　林　水　産　業　費		1,505,535	3,800	1,509,335
	1.農　業　費	1,281,803	3,800	1,285,603
8.土　木　費		3,270,963	4,000	3,274,963
	4.住　宅　費	285,707	4,000	289,707
9.消　防　費		683,023	9,030	692,053
	1.消　防　費	683,023	9,030	692,053
10.教　育　費		2,374,047	5,900	2,379,947
	4.社　会　教　育　費	497,697	5,900	503,597
歳　出　合　計		29,650,939	27,879	29,678,818

第２表　　繰越明許費補正

（追加）

款	項	事　　業　　名	金額（千円）
総務費	総務管理費	庁用車両購入費	18,200

第３表　地 方 債 補 正

（変更）

起債の目的	補正前 限度額	補正前 起債の方法	補正前 利率	補正前 償還の方法	補正後 限度額	補正後 起債の方法 利率 償還の方法
	千円		%		千円	
総務管理事業債	**2,735,100**	証書借入又は証券発行（借入先）財政融資資金 地方公共団体金融機構 北海道 都市職員共済組合 地方職員共済組合 北海道市町村振興協会 北海道市町村備荒資金組合 その他銀行等引受資金	１０．０以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	４０年以内（内据置２５年以内）の元利均等又は元金均等償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	**2,743,700**	補正前に同じ
社会福祉事業債	9,000				9,000	
環境衛生事業債	54,300				54,300	
保健衛生事業債	73,700				73,700	
農業債	29,000				29,000	
道路橋梁事業債	752,800				752,800	
港湾事業債	121,900				121,900	
河川整備事業債	100,000				100,000	
公園整備事業債	116,700				116,700	
学校教育事業債	58,700				58,700	
社会教育事業債	79,800				79,800	
臨時財政対策債	36,191				36,191	
退職手当債	120,000				120,000	
借換債	100,000				100,000	
計	**4,387,191**				**4,395,791**	

※今回補正は太字で表示。

議案第２号

令和６年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和６年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 527 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,082,402 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年 12 月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰　入　金		485, 152	337	485, 489
	1. 他　会　計　繰　入　金	428, 389	△190	428, 199
	2. 基　金　繰　入　金	56, 763	527	57, 290
7. 国　庫　支　出　金		0	190	190
	1. 国　庫　補　助　金	0	190	190
歳　入　合　計		4, 081, 875	527	4, 082, 402

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 諸　支　出　金		1, 600	527	2, 127
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1, 600	527	2, 127
歳　出　合　計		4, 081, 875	527	4, 082, 402

議案第３号

令和６年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和６年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14,242 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 684,534 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年 12 月３日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.繰　入　金		185,826	△15,275	170,551
	1.一般会計繰入金	185,326	△15,275	170,051
4.広域連合支出金		1,892	1,033	2,925
	1.広域連合交付金	1,892	1,033	2,925
歳入合計		698,776	△14,242	684,534

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.後期高齢者医療広域連合納付金		649,986	△14,242	635,744
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	649,986	△14,242	635,744
歳出合計		698,776	△14,242	684,534

議案第４号

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和６年12月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例

（網走市附属機関条例の一部改正）

第１条　網走市附属機関条例（平成12年条例24号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条～第3条、第13条関係）市長の部網走市いじめ問題再調査委員会の項の次に次の1項を加える。

網走市空家等対策協議会 （空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第８条第１項）	・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること	・学識経験者 ・その他市長が必要と認める者	10人以内

（報酬職員給与条例の一部改正）

第2条　報酬職員給与条例（昭和22年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条、第3条、第4条関係）8の項中「、環境保全審議会、廃棄物減量等推進審議会」を「、環境保全審議会、空家等対策協議会、廃棄物減量等推進審議会」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５号

網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

網走市保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和６年12月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市保健センター条例の一部を改正する条例

網走市保健センター条例(平成５年条例第４号)の一部を次のように改正する。

第2条表中、「網走市北3条西4丁目1番地」を「網走市南5条東1丁目10番地」に改める。

第3条を次のように改める。

(事業)

第3条　保健センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)　健康相談、健康教育に関すること。

(2)　各種健康診査及びがん検診に関すること。

(3)　感染症及び予防接種に関すること。

(4)　地域医療に関すること。

(5)　その他健康の保持及び増進に関すること。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第６号

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和６年12月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条　保育士及び保育従事者の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第７号

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和６年12月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８号

網走市宿泊税条例制定について

網走市宿泊税条例を次のとおり定める。

令和６年12月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市宿泊税条例

（課税の根拠）

第１条　市は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第５条第７項の規定に基づき、地域社会及び経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅館業　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて営む同法第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第３項に規定する簡易宿所営業をいう。

(2) 住宅宿泊事業　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項の届出をして営む同法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業をいう。

(3) 宿泊施設　旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。

(4) 宿泊　寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。

(5) 宿泊料金　宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第３条　宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第４条　次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者

(2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は３月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満３歳以上の幼児

ア　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

イ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第１項に規定する保育所並びに同法第59条の２の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前２号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

（税率）
第5条　宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

（徴収の方法）
第6条　宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者）
第7条　宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。
2　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
3　前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

（申告納入の手続等）
第8条　特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他市長が必要と認める事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。第11条において同じ。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。第11条において同じ。）に納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に、これを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

（特別徴収義務者としての登録）
第9条　特別徴収義務者は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日の5日前（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日から10日後）までに、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。
(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(2) 宿泊施設の名称及び所在地
(3) 客室数その他設備の概要
(4) 経営開始予定年月日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあっては、当該指定の通知を受けた日）
(5) その他市長が必要と認める事項
2　市長は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知するものとする。
3　前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更があった場合は、遅滞なく、規則で定める登録変更申請書を市長に提出して、登録の変更を申請しなければならない。
4　第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用する。
5　特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
6　前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開までに、その旨を市長に届け出なければならない。
7　特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）
第10条　市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2　前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細

(3) その他市長が必要と認める事項

3　市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4　市長は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（更正及び決定に係る不足金額等の納入）

第11条　特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による宿泊税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知で指定する納期限までに、納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

（特別徴収義務者の帳簿の記載義務等）

第12条　特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第8条に規定する納入申告書の提出期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) その他市長が必要と認める事項

2　特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) その他市長が必要と認める書類

（関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第13条　特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2　特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3　前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第14条　特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2　特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成す

る場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3　前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第 2 項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する条例等の規定の適用）

第 15 条　第 13 条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（賦課徴収）

第 16 条　宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び網走市税条例（平成 15 年条例第 3 号）の定めるところによる。この場合において、同条例第 3 条第 2 項中「入湯税」とあるのは「入湯税及び宿泊税」とする。

（現行犯事件の臨検等をすることができる間接地方税の指定）

第 17 条　宿泊税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 22 の 4 第 6 号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第 18 条　宿泊税は、地方税法施行令第 6 条の 22 の 9 第 4 号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（減免）

第 19 条　市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。

（宿泊税の使途）

第 20 条　市長は、市に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てなければならない。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第 21 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 12 条第 1 項の規定によって帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき又は同項の帳簿を隠匿したとき

(2) 第 12 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を 5 年間保存しなかったとき

(3) 第 12 条第 2 項の規定によって作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき又は同項の書類を隠匿したとき

(4) 第 12 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を 2 年間保存しなかったとき

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（規則への委任）

第 22 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第 1 条　この条例は、法第 731 条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 1 年 3 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

第2条　この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

（経過措置）

第 3 条　施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第 9 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始しようとする日の 5 日前」とあるのは、「開始する日の 5 日後」とする。

第 4 条　第 7 条第 2 項の規定による特別徴収義務者の指定、第 9 条第 1 項の規定による登録の申請、同条第 2 項の規定による登録及び登録の通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても第 7 条第 2 項及び第 9 条の規定の例により行うことができる。

（徴収の方法の特例）

第 5 条　北海道が市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第 20 条の 3 第 1 項ただし書きの規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（宿泊税に係る督促、滞納処分等）

第 6 条　市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

（検討）

第 7 条　市長は、この条例の施行後 5 年ごとに、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実の推進状況並びに社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

議案第９号

網走市外３町介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第２５２条の７第２項の規定により、網走市外３町介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

令和６年12月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市外３町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

網走市外３町介護認定審査会共同設置規約（平成11年告示第84号）の一部を次のように変更する。

第3条中「南6条東4丁目」を「南5条東1丁目」に改める。

第5条中「嘱託職員・臨時職員」を「会計年度任用職員等」に改める。

附　則

この規約は、令和7年2月25日から施行する。

議案第10号

網走市外３町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第２５２条の７第２項の規定により、網走市外３町障害支援区分認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

令和6年12月3日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年告示第48号）の一部を次のように変更する。

第3条中「南6条東4丁目」を「南5条東1丁目」に改める。

第5条中「嘱託職員・臨時職員」を「会計年度任用職員等」に改める。

附　則

この規約は、令和7年2月25日から施行する。

議案第 11 号

公の施設の区域外設置及び利用に関する協議について

地方自治法第 244 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、大空町の公の施設を網走市の区域内に設置すること、及び網走市の公の施設を大空町の住民の利用に供することについて、下記のとおり大空町と協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

網走市長　水　谷　洋　一

記

１　大空町が設置する公の施設
大空町簡易水道施設のうち次に掲げる施設
・網走市導水管の分岐部から大空町内への連絡管及びこれに付随する施設

２　大空町が設置する公の施設の場所
網走市字中園 751 番　外

３　大空町が利用する公の施設

網走市水道施設のうち次に掲げる施設

（１）第１水源地及びこれに付随する施設

（２）第３水源地及びこれに付随する施設

（３）第１・第３水源系導水管（水源～大空町分岐間）及びこれに付随する施設

４　大空町が利用する公の施設の場所

網走市字稲富 662 番６　外

５　設置及び利用の目的

水道施設の共同化により大空町への原水の供給を行い、女満別地区の水質改善及び相互の経営効率化を図るため。

６　経費の負担

大空町が設置する公の施設の建設に要する費用は、大空町の負担とし、大空町が利用する公の施設の建設及び維持管理に要する費用の負担については、計画流量比により大空町が網走市に負担金として支払う。

報告第１号

令和６年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

令和６年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年12月３日提出

網走市長　水　谷　洋　一

専　決　処　分　書

衆議院議員選挙費に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和 6 年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 1 日

網走市長　水　谷　洋　一

令和6年度網走市一般会計補正予算

令和6年度網走市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,650,939千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17. 道　支　出　金		1, 844, 544	26, 915	1, 871, 459
	3. 道　委　託　金	63, 206	26, 915	90, 121
歳　入　合　計		29, 624, 024	26, 915	29, 650, 939

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総　務　費		5, 909, 427	26, 915	5, 936, 342
	4. 選　挙　費	11, 485	26, 915	38, 400
歳　出　合　計		29, 624, 024	26, 915	29, 650, 939